

公益社団法人 日本馬事協会

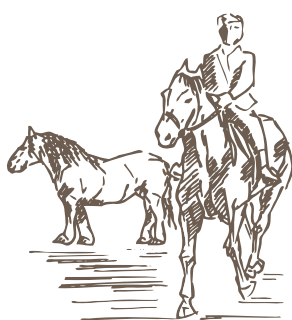
平成31年1月1日から
日本馬事協会の登録規程が変わります。



このパンフレットは、改正の内容を解説したものです。詳しくお聞きになりたい場合や疑問点などがある場合には、下記にお問い合わせください。

日本馬事協会：03-3297-5626

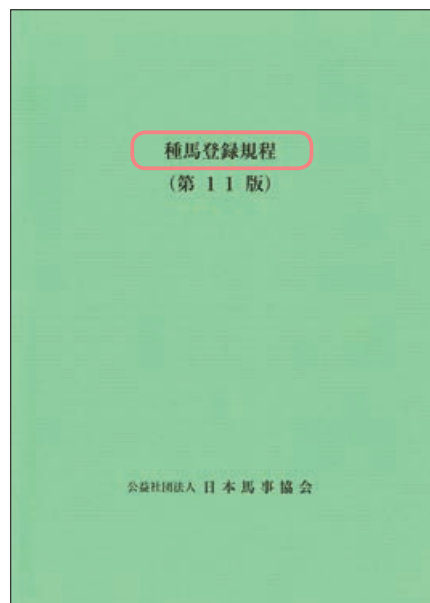
日本馬事協会 北海道事務所：011-642-5554



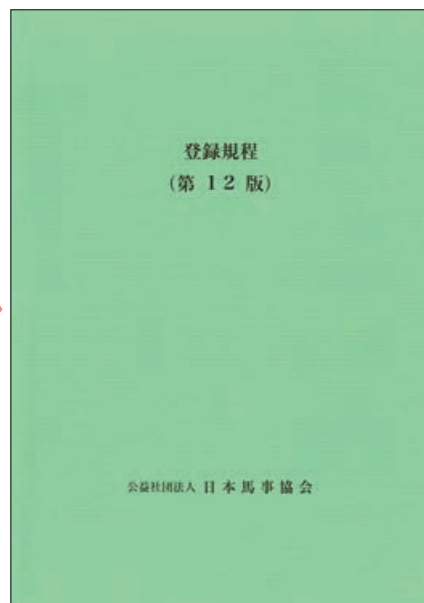
1 登録規程から「種馬」という用語がなくなります。

これに伴い、登録規程の名称は「種馬登録規程」から単なる「登録規程」になります。

改正前

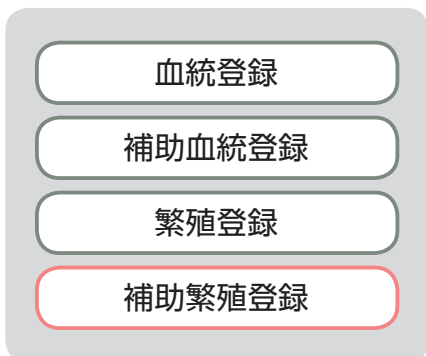


改正後

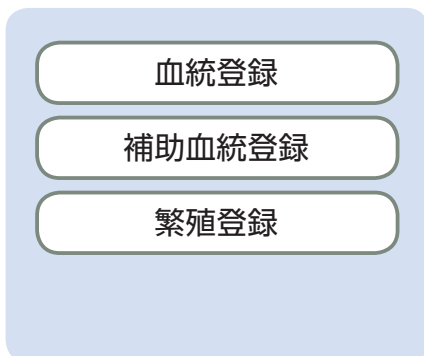


2 補助繁殖登録制度が廃止されます。 (補助血統登録制度は、一部改正のうえ存続します。)

改正前



改正後



3 輸入精液によって生まれた馬を血統登録できるようにしました。

平成29年2月から仏国産精液の輸入が可能となりました。

この輸入精液を利用して生れた産駒については、登録を受けることができなかったのですが、これを改め、登録を受けることができるようにしました。

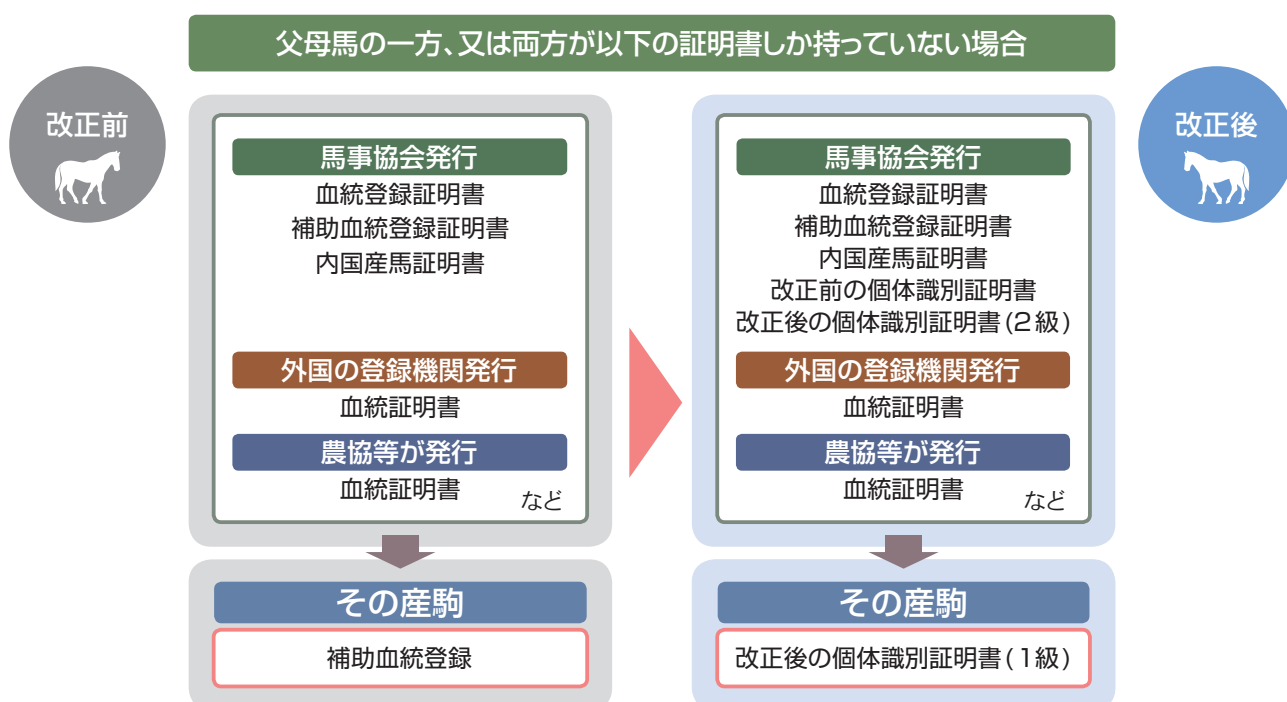
4 補助血統登録の対象となる馬を制限します。

父母馬の一方、又は両方が繁殖登録を受けていなくても、登録を受けようとする馬の2代前までの血統が明らかにされる馬であれば、改正前は補助血統登録を受けることができたのですが、改正後はできなくなります。

なお、①父母馬の両方が改正前の内国産証明馬又は改正後の※個体識別証明馬(1級)である場合と ②父母馬の一方が繁殖登録馬であって他方が改正前の内国産証明馬又は改正後の個体識別証明馬(1級)である場合には、改正前と同様に補助血統登録を受けることができます。

また、今回の改正の結果、補助血統登録を受けることができなくなった馬であっても個体識別証明の申込をすることはできます。

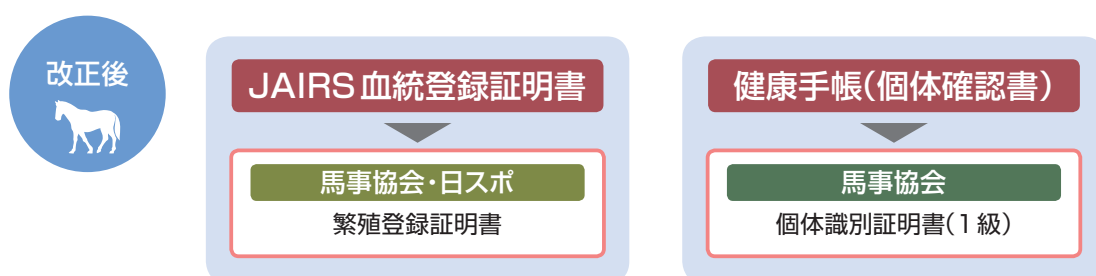
※個体識別証明馬(1級)については **7** をご覧下さい。



5 JAIRS登録馬の馬事協会登録規程での取扱いは、以下のとおりです。

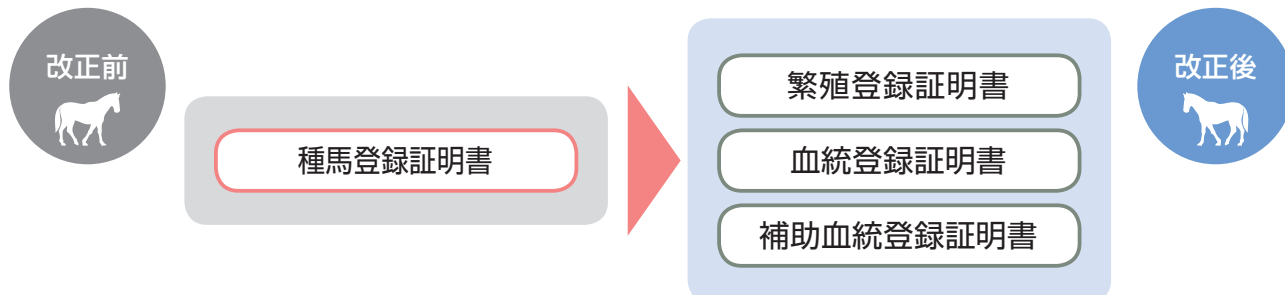
JAIRSで血統登録されたサラブレッドを日本スポーツホース(日スポ)として繁殖登録する場合にはJAIRSの血統登録証明書の原本(コピー或いは健康手帳の個体確認書で代用することはできません。)と引き換えになります。

血統登録証明書の原本を持っていない馬は、個体識別証明馬の扱いとなります。



6 登録証明書の様式が変わります。

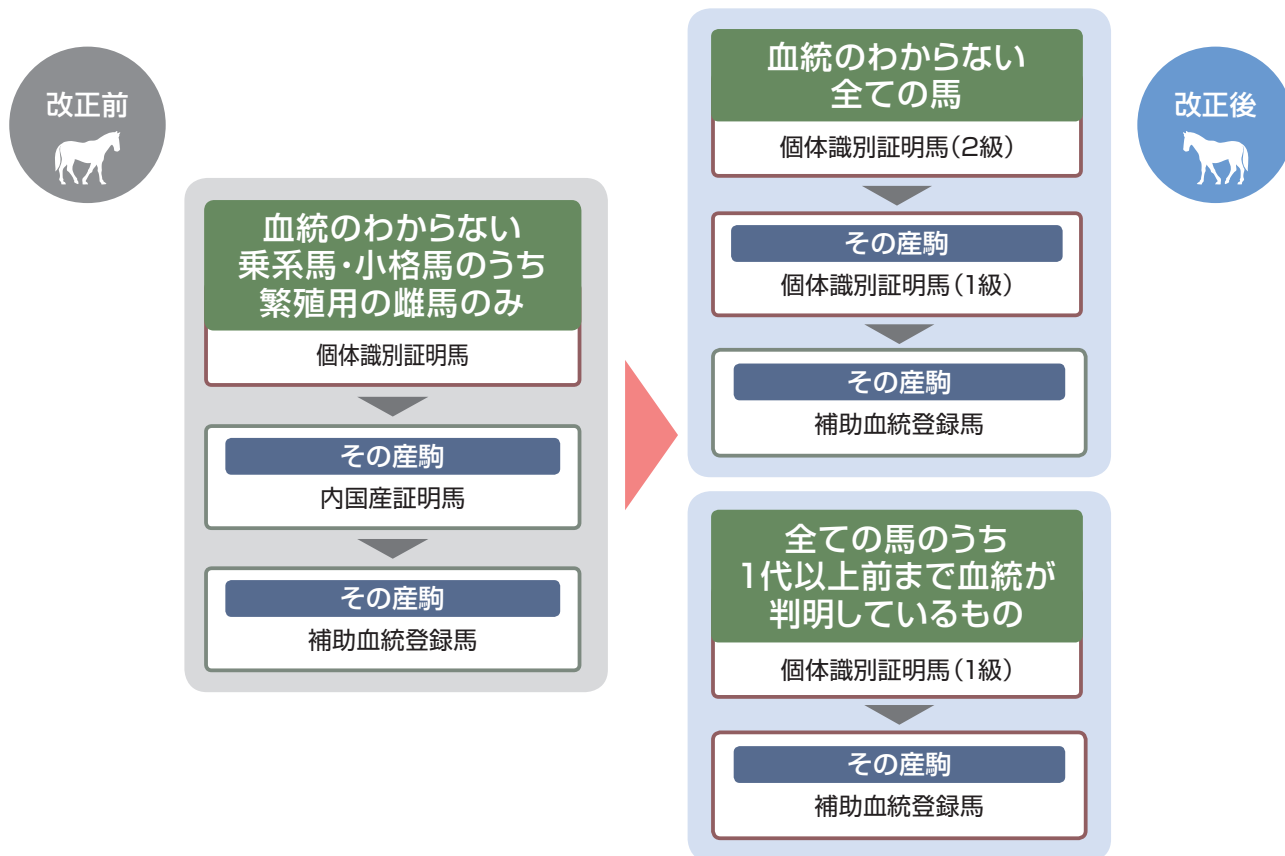
これまで馬事協会は血統登録証明書、補助血統登録証明書、繁殖登録証明書、補助繁殖登録証明書の全てを一つの様式で、「種馬登録証明書」として発行してきましたが、平成31年1月以降は、廃止される補助繁殖登録以外の3つの登録毎にそれぞれ別個の様式で登録証明書が発行されます。



7 個体識別証明・内国産馬証明制度が改正されます。この改正により雄を含む全ての馬が個体識別証明書の発給を受けられるようになります。

今回の改正に伴い、登録できなくなる馬の救済のため、これまで乗系馬及び小格馬の繁殖用の雌に限り適用していた個体識別証明・内国産馬証明制度の内容を大きく見直し、雄・雌・せん馬、品種等を問わず全ての馬を対象とした個体識別証明制度を新しくスタートさせます。

これに伴い、改正前の個体識別証明馬は「個体識別証明馬(2級)」、内国産証明馬は「個体識別証明馬(1級)」になります。



公益社団法人 日本馬事協会

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6番16号 馬事畜産会館7F